

和歌山工業高等専門学校以外の高等教育機関で修得した単位及び学修の 地域環境デザイン工学教育プログラムにおける取扱い

制 定 平成 17 年 3 月 25 日

最近改正 令和 7 年 9 月 24 日

(趣旨)

- 1 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科に入学した者の、本校以外の高等専門学校及び大学等（以下「他の高等教育機関等」という。）で修得した単位及び学修について、地域環境デザイン工学教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）の修了に関する取扱いを定める。

(対象とする単位及び学修)

- 2 本取扱いが対象とする単位及び学修とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 本校専攻科入学以前に、他の高等教育機関等に在籍した者が、当該高等教育機関等で修得した単位
 - 二 本校の準学士課程に在籍した者が、本校学則第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 の規程に基づき、他の高等教育機関等において修得した単位及び学修、その他文部科学大臣が別に定める学修
 - 三 本校専攻科入学以前に他の高等教育機関等に在籍した者が、当該高等教育機関等以外の高等教育機関等において修得した単位及び学修、その他文部科学大臣が定める学修

(申請)

- 3 第 2 項に定める単位及び学修について、本教育プログラムの修了に関わる単位として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本校専攻科入学後直ちに本教育プログラム単位認定申請書（様式 1）を、学生課教務係に提出しなければならない。

(認定)

- 4 第 3 項により申請があった場合は、次の各号により専攻科委員会で審査し、運営委員会の議を経て、校長が本教育プログラムの修了に関わる単位及び学修として認定する。
 - 一 他の高等教育機関等において修得した単位については、当該科目の成績評価及びシラバスに基づき審査を行う。

(通知)

- 5 校長は、上記により、本教育プログラムの修了に関わる単位及び学修を認定した場合は、認定通知書（様式 2）により、専攻科長を経て申請者に通知するものとする。

附 則

この取扱いは、平成 17 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 7 年 9 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。